**デジタルサイネージ整備事業業務委託**

**公募型プロポーザル実施要領**

1. **趣旨**

本事業は、国内外観光客に優しい観光地をつくり、地域住民と観光客が共存した持続可能な山間地域を目指すことを目的に実施する。

需要集中と渋滞の課題がある三峰駐車場に対し、極度な需要集中を抑制し、混雑の分散化を図るため、観光客等の主な立ち寄り箇所である市内道の駅等にデジタルサイネージを設置し、三峰駐車場のリアルタイム混雑情報や混雑予測情報などを表示し、混雑状況に応じた行動変容を促すことで、オーバーツーリズムを未然に防止し、観光客と地域住民が共に快適に過ごせる観光地を目指す。

また、デジタル活用により観光と交通の利便性を向上し、観光客に公共交通機関の利用を促すことで交通インフラを維持して地域住民の移動手段を確保することや、回遊を促し、秩父市内全体の観光スポットに分散化を図ることで、広域的な観光誘客を推進する取組みとなるなど、秩父市域全体の観光施策に寄与する事業と位置付けている。

事業の実施にあたっては、豊富な経験と高い専門知識をもとに、効果的な全体設計を提案でき、確実に実装できる熱意のある業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

1. **プロポーザル実施条件**

プロポーザル実施に際し、応募等に要した費用を市に請求することはできず、応募者の負担とする。

1. **対象業務**

・件名：デジタルサイネージ整備事業業務委託

・業務内容：別紙「デジタルサイネージ整備事業業務委託仕様書」のとおり

・業務期間：契約締結日から令和7年2月26日（水）まで

・実施場所：埼玉県秩父市

・上限額：8,472,000円（消費税込）

・支払条件：完了検査後、請求書を提出（請求書受領後30日以内に支払予定）

1. **契約方法**

公募型プロポーザル方式による随意契約

1. **参加資格**

　　本プロポーザルへの応募者は、以下に記載の参加資格要件を全て満たしている者とする。

（１）「令和5・6年度秩父市入札参加資格者名簿（物品・役務）」に「業種：電算業務、細目：その他電算業務」に登録されている者であること。なお、未登録事業者については、令和6年9月13日（金）までに登録申請書類を秩父市財務部契約課へ提出し、令和6年10月1日（火）付けで「令和5・6年度物品等入札参加申請登録業者名簿」に登録される予定の者とする。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（４）本プロポーザル実施要領の公表の日から受託候補者の決定までの期間に、国・県・市において指名停止を受けていないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び秩父市暴力団排除条例に定められている暴力団又は暴力団員関係者でないこと。

1. **選定スケジュール**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程 | 実施項目 | 手段・場所 |
| 令和6年8月23日（金） | 実施要領等の公表 | ホームページ |
| 令和6年8月23日（金） | 企画提案書の受付開始 |  |
| 令和6年8月30日（金）午後5時 | 質問書の提出期限 | 電子メール又はFAX |
| 令和6年9月5日（木） | 質問への回答 | ホームページ |
| 令和6年9月13日（金）午後5時 | 入札参加資格者登録期限 | 持参又は郵送  （契約課へ提出） |
| 令和6年9月13日（金）午後5時 | 参加表明書の提出期限 | 持参又は郵送 |
| 令和6年9月20日（金）午後5時 | 企画提案書の提出期限 | 持参又は郵送 |
| 令和6年9月24日（火） | プレゼンテーション審査時間の通知 | 電子メール |
| 令和6年9月27日（金） | プレゼンテーション審査 | 本庁舎4階  第1・2委員会室 |
| 令和6年10月1日（火） | プレゼンテーション審査結果の通知 | 電子メール及び郵送 |
| 令和6年10月18日（金） | 委託契約締結（予定） |  |

1. **参加表明**

　企画提案書を提出する前に、以下の要領で参加表明書を提出（持参又は郵送）すること。（令和6年9月13日（金）午後5時まで必着）

（１）提出書類　「参加表明書（様式1）」（代表者印を押印すること。）

（２）提出期間　令和6年8月23日（金）から令和6年9月13日（金）まで

　　　　　　　　※上記期間のうち、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

（３）提出先　〒368-8686

　　　　　　　　埼玉県秩父市熊木町8番15号（秩父市役所歴史文化伝承館3階）

秩父市 産業観光部　先端技術推進課

1. **質疑・応答**

実施要領及び仕様書等に関して質問がある場合は以下の要領で質問書を提出すること。

（１）提出方法　「質問書（様式5）」により電子メール又はFAXにて提出すること。

　　　　　　　　※メール件名に「デジタルサイネージ整備事業プロポ質問、送信年月日（西暦8桁）、事業者名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて提出すること。電子メール又はFAXにて質問書を送付した後は、必ず電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。

（２）提出期限　令和6年8月30日（金）午後5時まで

（３）提出先　秩父市 産業観光部　先端技術推進課

　　　　　　　　Mail：sentan@city.chichibu.lg.jp

電話：0494-21-5522

（４）回答方法　質問への回答は秩父市のホームページへ9月5日（木）に掲載する。

　　　　　　　　ただし、本業務への受託候補者の決定において、公平性を保てないと判断される質問には、回答や公表をしない場合もある。

1. **企画提案**

参加表明書を提出した者は、次の書類を秩父市産業観光部先端技術推進課まで提出（持参又は郵送）すること。事前の書類不備チェックを希望する場合は申し出ること。

（令和6年9月20日（金）午後5時まで必着）

（１）提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類名 | 様式 | 部数 |
| ①企画提案書 | 書式は自由、表紙は除きA4サイズで10頁以内 | 5部 |
| ②業務工程表 | 書式は自由、A3サイズで1頁 | 5部 |
| ③会社概要書 | 様式2 | 5部 |
| ④関連業務実績調書 | 様式3 | 5部 |
| ⑤実施体制表 | 書式は自由、A4サイズで1頁 | 5部 |
| ⑥担当者経歴表 | 様式4 | 5部 |
| ⑦見積書及び積算内訳 | 書式は自由、代表者印を押印すること | 5部 |

（２）提出期間　令和6年8月23日（金）から令和6年9月20 日（金）まで

　　　　　　　　※上記期間のうち、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

（３）提出先　〒368-8686

　　　　　　　　埼玉県秩父市熊木町8番15号（秩父市役所歴史文化伝承館3階）

　　　　　　　　秩父市 産業観光部　先端技術推進課

（４）留意点　①提出された書類は返却しないものとする。

　　　　　　　　②提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認める。

　　　　　　　　③企画提案書は、1提案者につき1案とする。

1. **審査方法**

本実施要領に基づき提出された企画提案書等について、プレゼンテーション審査を実施する。

（１）審査日　令和6年9月27日（金）

（２）審査順　企画提案書を提出された順に窓口でくじを引き発表順を決定する。なお、郵送で提出された場合は、秩父市職員がくじを引くこととする。

（３）審査員　外部審査員（2名）、秩父市職員（2名）

（４）会場等　時間・会場等は電子メールにて令和6年9月24日（火）に通知する。

（５）結果通知　令和6年10月1日（火）に、すべての参加者へ電子メール及び郵送にて通知する。なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けないものとする。

（６）審査基準　別表【審査基準表】の審査項目に関する各審査員の評価結果に基づき、受託候補者を選定する。受託候補者は、「合計点」が最も高い提案者とする。ただし、「合計点」が最も高い提案者が複数いる場合は、審査員の多数決によって受託候補者を決定する。

（７）その他　・提案時間：20分以内

　　　　　　　　・質疑応答：10分程度

　　　　　　　　・参加人数：4人以内

　　　　　　　　・プレゼンテーションの説明者は本業務に従事する者が行うこととする。

　　　　　　　　・プレゼンテーションは、企画提案の際に提出された資料を基に行うものとするが、動画等で説明しても差し支えない。ただし、新たな提案や追加資料の配布は認めない。

　　　　　　　　・プレゼンテーションで用いるプロジェクター及びスクリーン、RGBケーブル、HDMIケーブル、電源は市で用意する。パソコン、その他必要な機材は参加者が用意すること。

　　　　　　　　・インターネット回線は市では提供しない。

　　　　　　　　・プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

別表【審査基準表】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価のポイント | 配点 | 最低基準点 |
| 業務遂行能力 | ①応募者の構成及び役割分担は適正であるか。（実施体制表及び様式4にて評価） | 15 | 9 |
| ②応募者の会社規模、経営状況等が良好であるか。（様式2にて評価） | 10 | 6 |
| ③本業務と同等規模の業務経験があるか。（様式3、4にて評価） | 10 | 6 |
| ④事業スケジュールについて、実現可能なものになっているか。（業務工程表にて評価） | 15 | 9 |
| 企画提案内容 | ①事業の目的や用途等に基づいた課題解決手法に適合した提案内容になっているか。 | 10 | 6 |
| ②システムは、デジタルサイネージの想定利用者（観光客等）に対して、効果的に情報発信できる構成や工夫になっているか。また、システム要件やUI設計は適切に提案されているか。 | 15 | 9 |
| ③デジタルサイネージ整備における機器類や設置方法が適切に提案されているか。 | 15 | 9 |
| ④見積金額の算定が妥当であるか。 | 10 | 6 |
| 合計 | | 100 | 60 |

1. **失格事項**

次のいずれかに該当する場合、その参加者は失格とする。この場合において失格となった参加者が受託候補者に選定されているとき、発注者は、その選定を取り消し、その次に高い順位にある参加者を受託候補者に選定する。

（１）参加資格を満たさないことが分かったとき。

（２）提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。

（３）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

（４）本実施要領に違反した場合。

（５）その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合。

（６）資本関係又は人的関係のある複数の者（組合（共同企業体を含む））ではないこと。

　　※「秩父市資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基準」の準用適用となります。

1. **契約締結**

受託候補者との契約内容に関する協議が整い次第、随意契約の手続きを行うものとする。その際、受託候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

1. **再委託の制限**

受託者は、発注者の承諾に基づき、本業務の一部を第三者に委託することができる。但し、業務における総合的な企画・判断・業務遂行管理部分を外部に再委託してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委託する場合は、必ず第三者との委託契約締結前に発注者へ書面にて通知し、発注者から事前に承認を得ることとする。また、委託内容等詳細について発注者に報告しなければならない。

1. **その他**

（１）本プロポーザルの参加申込をした後、本プロポーザルから辞退しようとする場合は、速やかに「辞退届（様式6）」を秩父市先端技術推進課へ提出しなければならない。

（２）手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

（３）書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて参加者の負担とする。急遽やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止、又は取消をすることがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を秩父市に請求することはできない。

（４）プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された書類を含む。）は、秩父市情報公開条例（平成17年条例第10号）に基づき、開示する場合がある。

（５）提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。

（６）本プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容については必ずしも提案内容と一致するものではない。

（７）体調不良や発熱・咳・喉頭痛を含む風邪のような症状がある場合は、プロポーザル審査会会場へは入場できないものとする。

1. **問い合わせ先**

秩父市　産業観光部　先端技術推進課

住所：〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号（秩父市役所歴史文化伝承館3階）

　　電話：0494-21-5522　FAX：0494-25-0136

　　Mail：sentan@city.chichibu.lg.jp